

議第301号

京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成22年11月18日提出

京都市長 門川大作

京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

第1条 京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号中「100分の165」を「100分の150」に改める。

第2条 京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「100分の145」を「100分の140」に改め、同項第2号中「100分の150」を「100分の155」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成22年12月1日から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。

提案理由

市会議員の期末手当の支給割合を改定する必要があるので提案する。